

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応

政策等の案の名称：第三次美里町下水道基本構想(案)について

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
1	今回の計画の見直しで下水道整備地区から除外される地域に住んでいます。 美里町では都市計画税の使途として下水道整備が中心となっていると認識していますが、計画から除外された地域の都市計画税の負担の有り様も、平行して議論すべきと考えます。	無	本構想では、財源について定めておりません。 なお、都市計画税の今後のあり方について検討を行ってまいります。	
2	下水道基本構想ではなく生活排水処理基本計画として策定すべきだと考えます。 〔理由〕 (1) 美里町が下水道基本構想を策定する法的根拠はありません。 (2) 生活排水処理基本計画は、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第6条第1項に基づいて市町村が定める「一般廃棄物処理計画」です。合併に当たっての協定で「生活排水処理基本計画については、新町において新たに策定する」と定めていましたが、いまだに生活排水処理基本計画が策定されていません。	無	引き続き、それぞれの計画として策定してまいります。 なお、大崎地域広域行政事務組合において、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第6条第1項の規定に基づき「生活排水処理基本計画」を策定しております。	

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
3	個人設置型（合併処理浄化槽）による費用負担の不公平について 改定に伴う地区説明会資料によると、6. 被災浄化槽の復旧費用への補助では復旧費用の補助額は「町の承認を得た額」とのことですが、額が不明です?? 集落排水地区では集合処理施設が被災した場合の改修は、全額町の負担で行うのではありませんか? 下水の処理は集合処理も単独処理も同じと思います（町が選択して進める事業ですから）補助額は「全額補助」として、不平等な費用負担が生じないようにお願いします。（住民負担の均衡、軽減の為に補助金になっていない） 老朽化による浄化槽更新費用も同様に「全額補助」にして下さい。集落排水の集合処理施設の更新は町の負担だと思いますので、平等な扱いをお願いします。 市町村設置型として整備した場合の被災復旧費用、更新費用の出所を考慮したら、全額補助は当然のことだと考えます。	無	なお、本構想では災害復旧に要する費用は、原則全額を補助することとしております。また、浄化槽の更新時においても公共下水道等が整備された住民と比較し、不公平な住民負担とならないようにいたします。	

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
4	昨年１２月に、北浦地区館で下水道についての説明会がありました。関根と御免地区に下水道を通すことができなくなったという事でした。３０年近く下水道整備を待ち望んでいたのに、急に計画変更となり、正直納得できません。 浄化槽を設置するために要する手続きの煩雑さや工事費、維持費、場所（土地）の確保、電気代等。とても負担が大きく、精神的にも落ち込んでしまっています。 水洗トイレの設置をするには、家のリフォームしなければなりません。下水道が通らないことで、家のリフォーム計画も考え直さなければなりません。浄化槽をつけずに、このまま汲み取り式トイレで生活していくしかないのか。毎日、あれこれ悩んでいます。転居することまでも考えています。 今回の下水道に関する急な変更について、本当に残念で困惑しています。いくつかの疑問と要望を意見させていただきます。 ① 下水道工事等、下水道に関する様々な費用についての財源はどこから出しているのか。 ② 下水道の通らない地区の住民も、下水道に関する費用を支払っているのか。	無	基本構想の見直しは、経済性、下水道整備の期間、地域特性及び住民の意向を踏まえ、早期に水洗化できるよう、公共下水道等による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理に見直すべきと判断したものです。 個人設置型浄化槽の整備・維持管理に際して生じる住民負担については、負担の軽減を図ることとしており、公共下水道等の集合処理と比較し、不公平な負担とならないよう制度設計してまいります。 なお、いただいた御質問及び御要望については、次のとおりです。 下水道の整備に要する費用の財源は、国からの補助金、下水道を整備した区域の受益者が納付する受益者負担金、金融機関から借入する企業債となります。 下水道の維持管理に要する費用の財源は、下水道の利用者が納付する下水道使用料のほか、一般会計からの補助金等となります。 下水道が整備されていない住民の方が下水道の整備費を直接的に負担することはございません。しかし、下水道を整備した際に借入した企業債（借金）の償還（返済）に都市計画税の一部が充当されております。	

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
	③ 下水道整備の急な変更により、下水道を利用できなくなって住民のすべての不利益についての対策はあるのか。 ④ 下水道整備の予定があるということで、約30年前に土地を購入して家を建てたが、今回の急な変更により下水道が整備されないことになった。土地の評価額が下がってしまうのではないか。 ⑤ 浄化槽の設置費用に対して、町からも助成金を出すという事だが、金額に限りがあるということだった。すぐに浄化槽をつけられない家庭もあると思うので、下水道が通らない地区にはこの先、ずっと助成金を出して欲しい。(制限を設けないで欲しい。) ⑥ 災害時には、浄化槽等が故障した場合に修理費は町で負担して欲しい。 ⑦ 環境衛生面で、下水道整備されないことによる問題はないのか(におい、虫、水質汚染等) ⑧ 昨年12月の住民に対する説明会で、出された住民の意見や質問に対しての町からの回答を、紙面にまとめて欲しい。(説明会に参加できなかった人たちへも報告して欲しい。)		個人設置型浄化槽の整備・維持管理に際して生じる住民負担については、負担の軽減を図ることとしており、公共下水道等の集合処理と比較し、不公平な負担とならないよう制度設計してまいります。 下水道が整備されないことを理由に土地の評価額が現在より下がることはないと考えております。 浄化槽の整備に要する補助金については、期限を設けておりません。ただし、早期の水洗化を行っていただきたいことから、令和7年度から令和12年度までについて、嵩上げ補助を行うものです(公共下水道の奨励金は、供用開始から3年間)。 災害普及に要する費用は、原則全額を補助することとしております。 合併処理浄化槽によって、適正に処理されることから、衛生面において特に問題ないと考えております。 地区説明会で頂いた御質問、御要望を踏まえ、第三次美里町下水道基本構想の概要、新たな浄化槽の補助制度等について、周知に努めてまいります。	

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
	⑨ 浄化槽設置ができない家庭は、どうしたら良いのか。 ⑩ 何とかして下水道を整備してもらえないのか。 ⑪ 下水道整備できない地区に、町で大型浄化槽を設置して管理してもらうことはできないものか。 ⑫ 下水道整備計画の改定については、どこで決定したのか？議会を通したのか？		様々な理由により浄化槽の設置が困難な場合については、個別に御相談下さい。 基本構想の見直しは、経済性、下水道整備の期間、地域特性及び住民の意向を踏まえ、早期に水洗化できるよう、公共下水道等による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理に見直す必要があると判断したものです。御理解、御協力をお願いします。 なお、基本構想は、概ね１０年ごとに検証・見直しを行うものです。 大型浄化槽の設置については、住民の合意形成や用地の確保など多くの時間を要することから、水洗化を希望する方が早期に整備可能な個人設置型合併処理浄化槽の整備を推進することとしております。 議会の議決を要するものではありません。町長の決定によるものです。	